

歯科医療提供体制構築推進事業

令和5年度当初予算額 2.6億円 (2.6億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の背景・課題

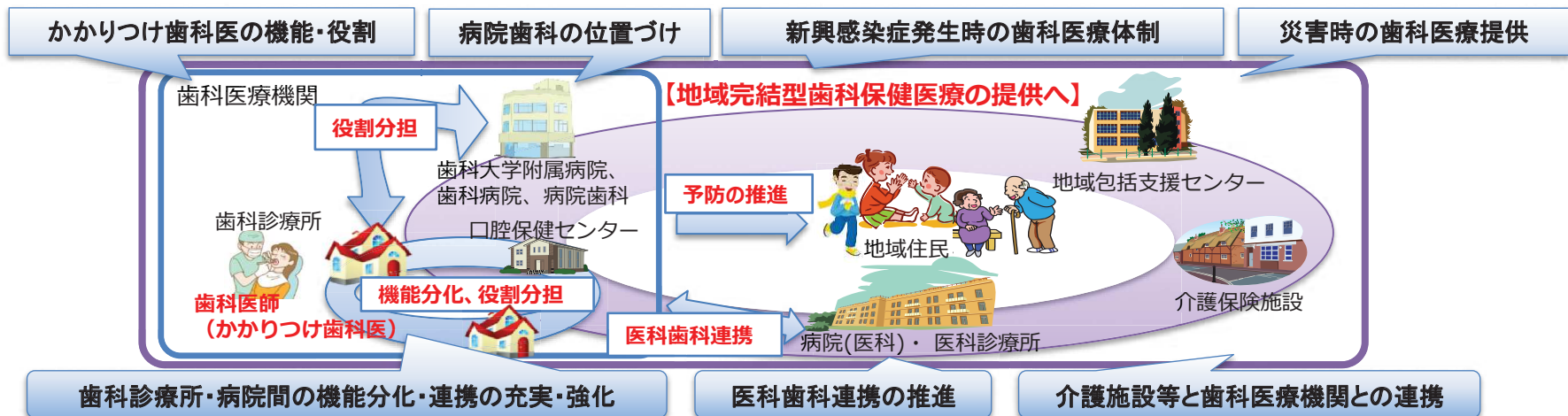
少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。

2 事業の概要・実施主体

各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会を設置し、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築するための取り組みを補助する。【実施主体：都道府県】

補助対象事業のイメージ (補助対象：都道府県 補助率：1/2相当)

- ・ N D B (National Database; レセプト情報・特定健診等情報データベース) や K D B (Kokuho Database; 国保データベース) 等を活用した地域の歯科保健医療提供状況に関する分析及び分析結果に基づく歯科医療提供体制 (医科歯科連携体制の構築等を含む) の検討
- ・ 病院歯科と歯科診療所の機能分化や役割分担、かかりつけ歯科医の役割の位置づけ等に関する協議、検討
- ・ 口腔機能低下、摂食嚥下障害等の患者への食支援に関する多職種連携体制の構築
- ・ 障害児・者等への歯科医療提供体制、災害時・新興感染症発生時の歯科保健医療提供体制の構築



山形県健康長寿推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 健康長寿日本一を目指し、県民一人ひとりが家庭や働く場等あらゆる生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、山形県健康長寿推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 健康やまがた安心プランの進捗管理に関すること。
- (2) 県民の生涯を通じた健康づくりに関すること。
- (3) 県民の健康寿命を延ばすための取組みに関すること。
- (4) 地域保健と職域保健の連携による健康づくりに関すること。
- (5) 健康増進に功績のあったものに対する表彰に関すること。
- (6) その他健康長寿日本一の実現のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員20名以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 地域保健関係者
- (4) 職域保健関係者
- (5) その他知事が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

2 委員が会議に出席できない場合は、会長は、代理の者の出席を認めることができる。

3 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(委員会等)

第6条 協議会に、必要に応じ、特定の事項について調査検討させるために、委員会等を置くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、山形県健康福祉部各課長及び防災くらし安心部消防救急課長の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事長は山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 5 幹事会に、個別の事項を検討するために幹事長が必要と認めるときは、検討会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会等の事務を処理するため、事務局を山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月13日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

山形県健康長寿推進協議会歯科口腔保健委員会運営要領（案）

（目的）

第1条 山形県健康長寿推進協議会（以下「協議会」という。）は、山形県健康長寿推進協議会設置要綱（以下、「要綱」という。）第6条に基づき、協議会に歯科口腔保健委員会（以下「委員会」という。）を置き、「健康やまがた安心プラン」第6章（山形県歯科口腔保健計画）に掲げる施策の立案及び推進に必要な調査検討を行うものとする。

（役割）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）山形県歯科口腔保健計画に係る施策の立案及び推進に必要な調査検討に関すること
- （2）その他、本県の歯科口腔保健の推進に関すること

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者のうち知事が委嘱する委員10名以内をもって組織する。

- （1）歯科口腔保健分野の学識経験者
 - （2）歯科口腔保健関係者
 - （3）医療関係者
 - （4）福祉・介護関係者
 - （5）リハビリテーション関係者
 - （6）その他知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から要綱第3条第2項に定める協議会委員の任期の満了日までとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期もまた同様とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて、もしくは、協議会会長の指示を受けて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員が会議に出席できない場合は、委員長は、代理の者の出席を認めることができる。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課内に置き、委員会の庶務を処理する。

2 委員会の事務局長は、山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課長とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、協議会の会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年3月 日から施行する。